

侵掘があつた場合に、保安のため必要な命令を出すことができるよう規定を置いたことであります。御承知のように鉱業権者が鉱区外または租鉱区外に侵掘する行為は、鉱業法違反の行為として、当然鉱業法により取り締まられるべきものであります。このため鉱山保安法においては、侵掘に関する保安について何ら規定するところがなかつたのであります。現実に侵掘によりまして重大災害の発生を見ておりますので、鉱山労働者の危害防止の見地から、鉱山保安法を改正いたしまして、保安を害し、またはそのおそれがあるものにつきましては、原則として鉱山保安監督部長が、急迫の危険がありますときは鉱務監督官が現地において、侵掘の停止、侵掘した場所の閉鎖等保安のため必要な命令を発することができます。第三は、鉱山における被災者の救出について必要な命令を出すことができるように規定を置いたことであります。不幸にして鉱山労働者が落盤、山水災害等により坑内に生き埋めになりますした場合において、中小鉱山の中には、資力不足等のため適切な措置が講ぜられない場合もありますが、かかる場合には、直ちに被災者の救出のため必要な命令を出すこととし、万一鉱業権者が命令に従わない場合には、行政代執行法の規定によりまして国がみずからまたは第三者をして救出作業を行わせることができるようになつたのであります。

順守義務等を具体的に定めております
各鉱山保安規則につきまして相当思い
切った改正を行なうべくただいま検討い
たしておる次第であります。
何とぞ御審議の上御賛同あらんこと
を切に希望する次第であります。
次に鉱業法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由及び法
律案の要旨について御説明申し上げま
す。

次 第 いで 従わ 僕を おし をし た鉄 とを は、 地の 鉄床 出願 で、 は、 は、 で、 は、 は、 で、 は、 が不 手方 は、 とな され で、 鉄業 鉄業 下を とが す。 第 炭の され 鉄区 事例 ので うと らの罰

一は、鉱業権者が施業案によらぬ鉱物を掘採したとき、保安命令にないとき等においては、その鉱業権を取り消すことができることになりますが、その鉱業権の取り消された場合は、その区域に取り消された業権者が再び鉱業権を取得するこ極力避けなければなりませんの区域に取り消された鉱業権と同種の鉱業権の取り消しがあつたとき取り消しの日から六十日間は、そに送達することができないとき公示送達をすることができる公示送達をすることとしたとき、またはその相手方が知れず、または所在分明であつて命令または通知をする場合に送達することができないときこの規定の適用範囲を拡張して、三は、最近、特に九州において石炭掘について取締りの強化が要請しておりますと同時に、鉱山災害も外に侵掘した所で発生するといふも見受けられるに至つておりますとともに、鉱業法の立場からもこれ監掘、侵掘の防止をはかるため特別強化することとし、また新たに本法律案の要旨を御説明申し上す。

以上が鉄業法の一部を改正する法律案の主要な内容であります。

何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○長谷川委員長 以上で両案の趣旨の説明は終りました。

本件についての質疑は後日に譲るゝといたします。

○長谷川委員長 次に、競輪等の施行に伴う弊害の排除に関する件について、調査を進めます。

この際、参考人出頭要求の件についてお詰りをいたします。

本件の調査のため、日本自転車振興会会長松本學君及び全国競輪施行者協議会事務局長辻松一君の両君を参考人として、御出席を願うことといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なほ、ただいま決定をいたしましたが参考人の方には、あらかじめおいで願つておきましたので、所定の席に御着席を願います。

参考人の方には、御多忙中にもかかわらず御出席下さいます。まことにありがとうございます。

なお本件につきましての先般の委員会における調査の中で、二割五分の配当分配方法についての参考人の御発言は明確を欠く部分がございましたが、

般公募による方法と、それから、組に
関係ある者を雇用する方法と、両者を
併用しておるもののが静岡、伊東の二つ
でございます。それから、施行者が組
者または振興会が一般公募による方法
と、組などと一括して請負契約による
方法と併用しておるのが五つござい
ます。なおそのほか一ヵ所だけ、宇都宮
だけがまだ調査が十分に完了いたして
おりません。

以上のような状況でございまして、
言いかえますならば、以上のよくな概況
の中で、場内整理の方法につきまして、
多少遺憾の点があると認められますし、
の、言いかえますならば、組といふよう
なものが直接または間接に関係を持つ
ておるといふようなところがあるわけ
でありまして、それはここにありますよ
うに、静岡、伊東、霞ヶ浦、琵琶湖、奈良、
大阪、大阪中央、岸和田、甲子園、明石、
神戸、西宮、松山といふよくな十三ほど
の競輪場がこれに該当すると思ひます。
それからなお、場内整理の執務員とい
たしまして、施行者あるいは振興会の
役職員が執務いたしておりますものが
五十九競輪場であります。合計で百二
十五人であります。それから、場内整理
員として雇用しております人員は、五
十四の競輪場全体で、合計九六百七十一
人、一つの競輪場当たり平均二十八人
ということになつております。これに
対しまする一日当りの支給されます金
額の総額は九十一万一千五百五十七円、
一人一日平均約五百四十四円といふこ
とになつております。年間の支給総額
は約六千十萬円ということになるわけ
であります。これはすべて施行者また
であります。

は振興会の開催経費の中から支弁しております。それぞれの競輪場別にこれの詳細な内訳が全部出ておりますので、二ページ以下の資料内容をごらんいただきたいと思います。以上がますます場内整理に関する実態調査の内容でございます。

次に先般御質問がございました競輪の経理に関する資料でございますが、競輪の経理に関する調査報告というのが、その次の資料にござります。それをごらん願いたいと思いますが、最近の実績であります昨年の十月一日から本年の三月三十一日までの、言いかえますれば、昭和三十二年度の下半期分の実績についての資料と、それから昭和二十三年、最初に競輪が開始されましてから三十二年度末に至るまでの約十年間の実績、この二つの資料があるわけであります。こういうふうに分けましたのは、昭和三十二年度下半期を特にとりましたのは、御承知のように昨年十月一日に自転車競技法が改正されまして、振興会に対する施行者からの交付金制度が大幅に改正されましたので、従つて制度の内容が変りました関係で、昭和三十一年度の下半期だけは別に実績をとつたわけであります。

まず第一に昭和三十二年度の下半期の実績でございますが、この期間におきまする競輪の施行者は、東京都ほか百八十八カ所でありまして、競輪場は六府県振興会、この三つのものの手によります。競輪に関する経理は、施行者、それから日本自転車振興会、都道府県振興会、この二ページの総括表というのをこちら

期におきますと、昭和三十二年度の下半三百七十二億三千万円に上つております。このうちの七五%に当る二百七十九億円といふものが車券の払い戻しに充てられるわけであります。車券を買って当った人に払い戻されるといふことになるわけであります。残りの二五%、九十三億円が施行者の収入になります。施行者は、この収入のうちから競輪の施行者自身の開催経費といいたしまして約四十二億円を支出しております。この四十二億円といふ数字は、車券の売上額の約一一・二七%に当たりますが、この支出の中で一番大きいのは、下半期競輪施行者開催経費総括表のAというのに詳細に示してござりますが、この支出の中で一番大きいのは、競輪の選手に支給されます賞金あるいは賞品、これに要しますいわゆる賞典費といふ名目で掲げられておるものであります。これは合計十八億七千万円になつております。施行者の開催経費の中に占めます割合は四四・六五%に及んでおります。そのほかの費用は、施行者の人件費、競輪場の借上料、広告宣伝費あるいは印刷製本費といふようなものがおもな支出項目でございます。これがまず第一点の四十二億円の、つまり施行者の開催経費に充てられた分でございます。

号による「一号交付金」であります。これは機械工業の振興費に大体充當されるわけであります。それが約四億八千萬円、車券売上額全体の一・二九%に当ります。これは御承知のようにオートレースからの交付金も合せまして、機械工業振興のために、日本自転車振興会から支出されておりまして、その詳細はB表、昭和三十二年度下半期振興費関係収支総計表というのがござりますので、このB表でごらん願いたいと思いますが、要約して申し上げますと、自転車産業振興費として約一億九千万円、機械工業振興費として約三億円、このための事務費として約七百万円、こういうことになつておるわけであります。これは昨年度の下半期だけの実績でござりますが、年間を通しては、大体、自転車産業振興費と機械工業の振興費とが半々、五〇%五〇%で出すということになつております。これは昭和二十九年度からそういう方針でやつております。

転車競技法第十条第二項の規定によりまして交付されます、言いかえますれば競輪の実施の委任に伴いまする諸経費に充当するものであります。その総額は約八億八千万円、車券総売上額に對しましては二・三八%ということであります。こういうようなことでありますて、その後さらに内訳としましては、競輪の開催経費として約四億七千万円、経常経費として約三億七千円、その差額の三千九百万円は指定準備金として積み立てられております。この指定準備金と申しますのは、何か不測の事故によって競輪の開催が不能になつたというような場合に備えまして、大体開催経費の一ヶ月分、経常経費の二ヶ月分を限度として積み立てることになつております。

最後に第五番目といいたしまして、施行者の現金取扱い事故に伴いまする支出が百五十万円、これは車券総売上額の〇・〇一%に当ります。以上のような五つの内容のものが二五%に相当する金額の支出の内訳でござります。

そこで、さらにその差額の約三十六億四千万円というのが残るわけでありますて、これは車券売上額の九・七%に当ります。一割弱でございますが、これが施行者の純収入になるということになつております。従いまして入場料収入の約四億三千万円を加えました合計四十億七千万円といふものが施行者たる純収入の合計になりまして、これは売上高の約一割に相当するわけであります。この収入は、さらに各地方自治体においてそれぞれの用途に使用されておるということになるわけであ

ます。自治体の収入になつておるわけ
であります。
以上が昭和三十二年度下半期の実績
であります。
これに對しまして、先ほど申しまし
たように、制度が變りました以前の昔
からの、昭和二十三年度から三十二年
度末に至りまする間の実績を累計した
ものが、もう一つ別の参考資料といふ
表に比較して載つております。この參
考資料をざらん願いますと、二十三年
度から三十二年度までの十年間におき
まする車券の売上總額は四千七百四十四
億円でございまして、これに対しま
する施行者の純収入は約四百三十四
億円、売り上げの九・二%に相当いた
しております。

うち自転車産業それ 자체の振興費とい
たしましては約三十二億円、自転車以外の機械工業の振興費として約十六億円が支出されておるわけであります。
以上が、簡単でございますが、配付資料に基づきまして、前回松本参考人に対する御質問がありました点につきまして、通産省といたしまして調査をいたしました御報告でございます。
○長谷川委員長 次に質疑に入りますが、本件の調査のため、本日はただいまの参考の方々のほかに、大島通商産業省政務次官、鈴木国家消防本部長、小出重工業局長が出席をされております。
質疑に入ります。田中武夫君。
○田中(武)委員 まず最初に松本参考人にお伺いいたしたいと思います。この前に来ていただきまして、本日また来ていただきまして大へん御苦労さんですが、この前にお伺いしたいと思って時間がなかつたり、その他のことでできなかつた点についてお伺いしたいと思います。松本参考人はこの前参考意見述べられる際に、ガラス張りの中に入れるように大へん苦労しました。こういうような趣旨の意見を述べておられるのです。そうしますと、昨年あなたが振興会長になられる以前にはガラス張りでなかつたようなことがあつたので、それをガラス張りの中へ入れるために苦労したのだ、こういふように思ひうわけなんですが、それではそれ以前にはガラス張りでなかつたような事実があつたのか、あるいはそれをガラス張りの中に入れるために具体的にどのような苦労をせられたか、あるいはどのよくな意念、どのような理念の上に立つて苦労をせられたか、

○松本参考人 私が日本自転車振興会の会長になる前の段階において何か不¹明瞭なことがあったのか、その意味に²おいてガラス張り、または明朗にしなければならぬという意味で、この前御答弁した、そうではないか、というお尋ねであります。が、元来連合会當時におきましたも、また地方の振興会においても、さような事実があつたと私は認めておりません。明朗を欠くといふようなことはないと思いますが、たゞこの前にも申しましたように世間でとかく何だか不明朗である、あるいは極端な言葉で言えば、伏魔殿であるといふような批評がとかく起きておるの³であります。事実さようなことはなかつたのであります。どうもこういふ業態において誤解を起されやすいものでありますので、将来はどこまでも明朗にしていかなければならぬ、そういう意味において不正がありますとか、理の面において最も合理的にやつていかなければならぬ、そういう意味において、不正を行うことをどこまでも防いでいます。具体的にと申しましても、経理の面において不正がありますとか、⁴かなればなりません。また経理の上において最も合理的にやつていかなければならぬ、そういう意味において、私がどこまでも明朗な、ほんとうにガラス張りに入つたような経理をやつていかなければ、こういう業態で、とかく世間から批評を受けやすいのでありますから、そういう意味において、私は自分の覚悟を申し上げたわけであります。

○田中(武)委員 それじゃ議事録を
ちょっと読みましょ。この前に、途
中からですが、「どういうふうにして
この經理を最も適正明確にするか、こ
れは私は非常に苦心をいたしまして、
今日ようやくガラス張りの中に入つて
やれるというような經理ができるよう
になつた。」こう言われておる。今日よ
うやくガラス張りの中に入れるよう
な經理になつた、このように言われてお
るわけなんです。従いましてガラス張
りの中に入れねばならないといふよう
な決心をせられるということについて
は、何かあつたのじゃないだろか、
それからガラス張りの中に今日ようや
く入れることができた。そういうこと
からあなたは非常に苦心をしたと言わ
れたのですが、どのような気持で、ど
のように具体的な苦心をせられたか、
そのことを具体的にお伺いしておるわ
けなんです。

○松本参考人 私は具体的にどういう
事実があつたから、不明朗な事実が
あつたから、その一つ一つを改めると
いう意味において申し上げたのはな
いのでありますて、先刻も申した通り
に、何があつてもすべに何か疑いを
もつて見られるような業態にあつた事
情でありますので、どこまでもこれは
明確にしていかなければならぬ。であ
りますから、何か一つの事実があつて
それを改める、こういふようなことで
なく、私が今日自分の主觀において、
自分が信じて、自分が今後やっていく
方針として、どうやらガラス張りに入
れるができるよくな状態に自分が
置き得るという自信を得た、こういう
意味のことありますので、さように

御了承を願つておきたいのであります。

○田中(武)委員 そ、うしますと、まあ非常に苦心をしたと言られておるが、これはいわゆる氣持の上の問題であつて、具体的にこのような苦心をしたなどいうようなことはなかつたわけなんですね。今日ガラス張りの中にようやく入れるようになつた、こう言われておるが、私はまだガラス張りの中に入つておるとも思はないわけなんです。

創業当时であつて、十分に整備ができる
でないときではないかと私は思うの
であります。従つて、その当時におけ
る予算と、今日十年たつて、数こそそ
れほどたくさんふえていませんが、什
事自体において、また競輪がこれほど
盛んになつておるという情勢から考
えます。今日においては、その事が
多い少いは別としまして、ふえざるを
得ぬと思うのであります。相当額の予
算が増額するのは当然なことではなか
りません。

百万円の人工件費です。そうすると、一般の賃金労働者の平均賃金をだいぶ上回つておる。しかも名だけの役員たちもたくさんあって、報酬だけをとつておられる人が相当あるのではないか。こういうような点も思うのですが、その三百万円の人工件費の内訳を一つ明確にしていただきたいと思います。

る通産省として、具体的にどのようう監督をせられたか。そのためにはある程度出張その他が必要だと思うのですが。従つて通産省では競輪の監督のための予算が幾らあるか、それはどういう項目によつて作られており、どれほど実質において使われておるか、をお伺いします。

それの所管の中で、特に競輪の事務を取り扱つております者が、平均いたしまして二名といふ程度でございます。
○田中(武)委員 最終的な責任を持ち監督をする通常者で、ただいまのお話ですと、年間の競輪監督のための予算額が十五万円、自転車振興会の予算の月額が人件費だけで三百万円、こういうところにも私は問題があると思う。もうここまで言えば、次に言おうとするところが大体おわかりだと思うが、よろしく、通常首の役人が地方へ出る、

Digitized by srujanika@gmail.com

場の数が八十ヶ所とあります。そしてその予算は、先ほど
ちょっと半期のやつを見ましたが、一年で一億八千万円と上っているので
す。昭和二十五年から三十三年のこの期間において、職員が倍になるような仕事の量が具体的にどういう面でふえたのか、そちらして予算の面において約六倍、五倍幾らといふようになつておりますが、どういうような理由からそのように予算が膨張したのか、一つガラス張りの箱の中で説明していただきたい、かのように考えます。

○田中(武)委員 二十五年から比べて、すべての点でふえるといふことは一応うなづけるのです。ところが金方が、三千六百万円が一億八千万円以上にふえておる。ところが競輪場の数は二カ所しかふえていない。上金は二・三倍にふえている。それ以上職員が倍になつてゐる。これはいろと昭和二十五年ころよりやることと多くなつたのであつたと思うのですが、こう見てみると、予算のふえがあまりにも多いのじやないか。人々だけを見ましても、月に三百万円、百二十人の人がいる人件費である。百二十人の人が二

いるものではなくして、結局運営する上においては適当な人数の人を要するので、どうしてもこれら業態のものには人件費がパーセンテージからいつてもとくと高くなるというのではないのかと思うのです。現在人件費のパーセンテージが支出総額の三九・幾つでしょたかになつております。これは私はほのかの業態から見れば人件費が非常に多いのではないかということになると思ひますが、これも今申し上げたような意味においてまたやむを得ないことがあります。

は、それぞれ現場に出張したり何かいたしまる人頭割と申しますか、そなたの旅費が平均いたしまして一人一万多円くらいを計算しておるということになります。

○田中(武)委員 一人一万円で何人やられますか、総計幾らになりますか。

○小出政府委員 先ほど申しませんと、頭割の旅費は、本省におきまして一年約一萬円、それから補足いたしませんが、通産局においては特別旅費として、総計十五万円程度の旅費がございます。それから人員でございますが、土省におきましては、車両管理官以下は別にそれに専念いたしております職員の数は十二名であります。それから各通産局におきましては、先ほど申しました商工課とか、そういうようなそ

の競輪監督のための特別旅費が十五万円と申しましたが、御承知のように運賃局はそれぞれ全国八つのブロックに分れておりまして、本省から出張する場合と違いまして、開合に距離的にも近いわけであります。もちろんその旅費がそれで十分であるとは考えておりませんけれども、それでもかない得る範囲内——予算でありますから、予算で縛られております範囲内で事務をせざるを得ないのは役所の通例でございまして、ただいま御指摘のような事実はないと思います。

○田中(武)委員 もちろん局長が当委員会において公式発言として、あるとは言えないと思います。首が飛んでしまふ

うな十五万円程度の予算で十分な監査

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

ができるはずがない。そこに、私たちは、二十五年に通産省から経理その他についての強い通牒を出しながら、それが何ら実施せられていない。八年間一体通産省は何をしておったのかと、いうことが私の質問の重点です。今申しましたように、行つた先とか、行くときに当つて振興会等々からそういうもののが出ておるといふようなうわさがあるだけでも、そんなことで監督ができないのは当然だと思う。

言葉で表わしておきましょう。もじど
ういう事実があつたか聞かせると、いふ
ことなら、委員会を秘密にし、こうい
うことをやつたということを申し上げ
ましよう。従つて、フランスから来た
人たちは、あまりにも日本の競輪界が
金回りのいいのに驚いた。なぜこんな
に金回りがいいのか。そこで帰りまし
たフランスの選手たちがそういう話を
したのであります。今文部省へフ
ランスあるいはデンマークその他か
ら、盛んに交歓競技として日本へ招待
してもらいたいといふ申し入れがたく
さん来ている。フランスあたりでは、
こんなに競輪界は金が回らないのに、
なぜ日本はこんなに金回りがいいの
か、日本は競輪王国だと言つて、帰つ
て喜んでいるそうだが、そのときの実
態について御説明願いたい。

政府と日本の政府とが、ちゃんととはつきり話をきめてできたことであります。その委員長に私はなつた。これは御承知の通り、四十日間十四の競輪場で実行いたすのでありますから、相当の経費が要るわけであります。今正確な数字を覚えませんが、約一千万円くらいかかるておるよろに思つております。

今御質問の要点で、フランスの選手を地方において歓待し過ぎて、彼らにひんしゆくを受けておる、こういふことをありました。実は私の聞いておるところでは、フランスの選手が非常に規律正しい。従つてほとんど酒も飲まぬといふらうな状況で、日本の選手にして、これを学ぶべきところだと申しておるくらいで、選手そのものがそういうふうな供心を受けてといふことは、事実なかつたろうと思つております。それから、実はフランスの選手は日本の競輪といふものを初めて見ますして、この制度こそ自転車競技を盛んにする一つの大好きな手段であるから、われわれが帰つたならば、フランスにおいてもこの制度を取り入れようとまで言つて帰つておるのであります。

最後に、デンマークとかその他からされたから、日本は競輪王国だから交歓競技を申し入れたというお話をありました。が、さような事実はないのであります。それはおそらく、私が競輪制度を海外に進出させようという努力をいたしておりますので、現在デンマークにおいては、小さい規模であります。が日本の競輪と類似したことをやつておるのであります。そこで今度フランスに日本の選手を送るということがあり、今の文化協定のワク内のことあります。

すがありまして、その調査と、それからデンマークの競輪はどういうふうなやり方をしているか、日本の競輪に非常に参考になるし、将来大いに連携をとるという意味において調査をさせることにいたして、その調査ができることがあります。従つて、そういうようなことから話が出ていると思いますが、まだデンマークとかそのほかの国から、どこからも交歓競技を希望して参つているところはないのです。

○田中(武)委員 あなた、そういう答弁をされると言わざるを得ないです。

よ。委員長、これは一つ速記をとめてもらつてしないと、今から私が言らることは、この神聖な委員会では、ちょっと言えないようなことを言わねばならないということになるのですが……。一千万円と言われたが、私が承わったのは二二千万円です。その金がどこから出たかということをあなたは言われていない。デンマークやフランスから申し入れがあったということは、文部省に来ているということもあるなたはおっしゃらない。それから、私の言つた屈辱外交、スポーツ冒瀆のような行為といふことは、これはちよつとここでは言えぬわ。言つたら私の顔が赤くなる。何なら当時通訳を勤めた薩摩某なる者を証人として呼びましょうか。その金がどこから出たのか、今さらあなたはそういうことがあつたとは言えないとだらう。はじめてあつたと答弁されることはないでしようが、その金の出どころだけ一つ言つて下さい。

○松本参考人 十四カ所の競輪場に資金を仰いでおります。そういうふうな醸出によつたので、資金源はそういうところにあるのであります。

○田中(武)委員 どうもそういうことでは抽象的でわからぬ。どこから幾らというようなことでないと……。一千万円か二千万円か知らないが、私は二千万円使つたと聞いてる。六人の人が十四ヵ所回るのに、二三千万円といふのは大き過ぎると思う。それがどういうところに使われたかということは、言はずとわかると思います。

大臣はいなないが、次官とか通産局長、どうです。これでガラス張りの經理だと思いますか。委員会に参考人として来て、經理がガラス張りだなんて大きなことを言えるか。そういうことを言うなら、何ばでも事実があるからあげていきますよ。だがこういうことを、あなたに参考人として来てもらつて、私ががんがん言つてみたつていかぬので、今後どうやっていくかということを聞きたい。あなたはこの間の当委員会における発言で、最後に、地方の振興会に対しても十分に指導していく、こういう意味で申し上げましたと言つている。今後どういろいろな理念の上に立つて、具体的にどのような指導をしていき、どのような面を改めていきたいと考えておられるか。そういうことにについての強い決意を一つお伺いいたします。

理の指導をいたす。これは経理関係者の研究委員会などもたびたび開きまして、地方の振興会からその係の者を呼んで、事務的にもまた今のよな精神的にも、いろいろ指導をいたしております。そのほか、いわゆる公正にして円滑なる競輪の実施をするという意味において、いろいろな点において指導をいたしております。たとえば選手の保護管理のことなどがありますとか、あるいは審判のことなどがありますとか、それらのことが公正に行われなければなりません。その上で、審判の会議などを開き、またたびたびそういう地方に連絡をとり、呼びかけて、監督はできませんが、そういう意味において濃厚な指導をいたしておるのであります。

おるから、こういふことで調査結果を伺いたいと思っていましたが、小出局長から一応の報告がありましたので、その点をあなたにお伺いすることをやめます。

次にあなたが適当か、松本さんが適当かは知りませんが、適当な方の御答弁を願いたいと思うのです。それはただいまの参考資料の一つとしてももらいました特別競輪益金使途委員会の決定についてです。去年三十二年度はここにあげられているように結核予防会から日本消防協会に至るこれらの財團法人とオリソーピック後援会へ渡されています。そこでこの点についてですが、これは大体委員の額ぶれとかそういうものがここに出ておりますが、一体こういう特別競輪益金を分配する場合にどのような基準、どのような観点に立て分配を論議せられるのか伺いたいします。

○辻参考人 大体ただいまの特別配分委員会につきましては通産省事務次官より、委員会を作りましてこれを処理するようにならうなことでございまして、お手元にございますような方々を委員にお願いいたしまして、そこで検討いたしていただいて決定を見た次第でございます。ただし、委員会におきましても、この問題はいろいろな観點から非常に検討を要する問題でございますので、その下にお手元にござりますような補助役いたしまして幹事を置きました。その幹事のところで十数回にわたりましていろいろ検討をいたしまして、そしてその検討の結果委員会におきまして決定をいたした次第でございます。

○田中(武)委員 私の聞いているのはそんなことじゃないのだ。配分するに当つて配分の基準といふものがあるのか。たとえば甲といふ業種と乙といふ業種があつた場合、甲の方に優先的に渡すべきであるといふようなことをきめる、何かいわゆる社会、公共施設が次である。あるいはスポーツ関係が次である。あるといつたよな基準があるのかないのか。それからこれは申し込みを受けて、それによつて審議をしているのかどうか。そらするならば、こういう益金があつて、こういう方面へ配分するからといふようなことを一般が知るようだ。告知その他の方法がとられたのかどうか。そらでなかつたならば、一応競輪の内輪を知つてゐる者が、いわば耳の者が聞きつけてかけつけ、いろいろな工作をすることによつて、その金を持つて帰るといふこともなる。そういうような点についてきたところで当らなかつたところがあるのかないのか、いかなる理由によつて配分をしなかつたのか、そういう点についてお伺いいたします。

うなものに出すといふうなこと、それから三十二年、三十三年両年度にわたりまして決定をいたしておりますが、三十二年度は金額も少い関係がありまつたわけでございます。附帯決議がいわゆる福利厚生それから公社、衛生といったふらなことと公共施設とございまして、これらの附帯決議を尊重して、公共施設も社会福祉もというやうなことで考えたように考えられるわけであります。

○田中(武)委員 告知をしないのですね。

○社參老人 はい。

○田中(武)委員 そろするとそれを知る日本の国民のうち、おそらく九十何ペーセント以上の人々は、こういうことによつて申し込めば、金がもらえるといふことは知らないでしよう。それならばそらいう金を配分してもらいたいといって申し込んできたところは、何らかのコネによつてかぎつけてくるといふことにならうと思います。少くとも今委員の中にも赤い羽根をつけておられるが、今十月一日から始められている共同募金、この助け合い運動の基金を分ける場合等も、十分なる措置が考えられている。にかかわらず考え方によつてはより重要な金であるこの金が、そのようなことによつて配分せられておるが、そのように配分するこれが正しいと考えておられるかどうか。また国民全体の上に立つて福利厚生、衛生、公共施設等に渡した、こういうことありますが、今あげられておるこの四つが、そういうことにびつたりとくるものであるかどうか。しか

申しこみ金額が少かつた。少くとも一千万単位で金を分けるんだといらようなことによつて、これが分けられたと思つうが、一体通産省その他関係官庁から、ここに書かれておるよくな局長クラスが出ておるかどうか、おそらく出ていないと思ふ。もし出でいるとするとならば、その局長に今後の質問を集中いたします。

○小出政府委員 特別競輪の問題は、御承知のように、まず全国競輪施行者協議会の会長に対しまして通産事務次官から、これは三十二年度から今年度においても同様でござりますが、オリンピック大会、あるいは社会福祉事業等の後援のための特別競輪の開催承認についてといふ通牒を、まず出しておるわけであります。その特別競輪の益金の分配の基準は、これは私がお答えするのが適当かどうかわかりませんが、先ほどの社参考人の説明を補足する形で申し上げますと、国会における当時の附帯決議、これが明白な基準でございまして、この基準に従いまして配分をする、こういうことになるわけでございます。従いましてその第一項目に掲げてありまする社会福祉と公共の福祉のために支出する、こういうような格好になるわけです。そこで事務次官からの協議会の会長あての通牒の内容は、特別競輪の開催の回数、開催日数、そういうものをまずきめまして、そして全体としてのオリンピック

大会後援の特別競輪が何日、社会福祉事業後援のための特別競輪が何日以内ということをきめました。そうしてその開催によりますする純益は、全部醸出する。そこで醸出されました純益の配分につきましては、関係官庁、関係団体等で構成する特別委員会がお手元の資料にござりまする全国競輪施行者協議会——会長は東京都知事でござります。そこに委員の名前が書いてござりまするが、私はこの委員といたしまして出席をいたしました。ここに掲げておりまする委員は全員出席いたしました。

○田中(武)委員 それでは、国会の附帯決議の社会福祉事業、公共施設、こういったものに支出といたしまして、この一から四までをながめた場合に、その基準に適切に合っていると考えられるかどうか。なおそれを交付すると同時に、たとえば消防協会に交付せられる場合、交付を受けた消防協会がその金を何に使うかということまでも知つた上で出されるのか。ただ消防協会なら消防協会に五千万円の金を渡せば、それから先はその割当を受けたところが勝手に使っていいということになつておるのかどうか、渡すときに、それをどういう目的に使うかということを知つた上で出されるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○小出政府委員 お答えいたします。特別競輪益金の配分に關しましては、先ほど申しましたように、まず各方面から助成の申請と申しますが、希望を受けるわけです。そして申請者と該当者、申請の助成の内容、どうしたことに対しても助成してもらいたいという希望事項と、それからどれだけの金額を助成してもらいたいということを附帯

資料をつけておきました。それで、一つ懸念を消防協会にしぼって申しましよう。
あなたはそれが何に使われるかといふことを、もちろん知った上で渡したわけですね。そうすると、消防協会が五千万円をビルの建築に使つた、すなはち消防会館の建築に使つた、そういうことを承知して出されたのか。消防会館——なるほど全国の消防団員が来てるのではないかと思うのです。これが防火、消防の設備に使われるなら公共施設と言えると思うが、ビルの建築費に出しあつ、しかもそのビルの使用は一部限定せられた人のみにしからるおわないのであることを承知でやられたのであるか。

もう一つ、先ほど一般に告知しない、従つてこの内容を知る者が早耳によつてかけつけることによつて金を取るということ、消防協会へ出た金のいきさつを調べたならば、昨年自転車競技法及び特別競輪法改正に当つて、当時委員をしており、現在はおりませんが、その人が質問が何かの中で、た

とえば消防という言葉を使ったことを利用して——名は差し控えますが、財界の大物といいますか、大タスキがおかげで五千万円とったということを聞いておるが、そういう事実について、あなた方は知りながら出したのかどうか。しかも、消防本部から見えたりますからその方にお伺いいたしますが、消防協会と國家消防本部との関係、及び消防に金を出すのならビルに金を出した方が適当と思うか、それとも防火、消防施設の方へ回してもらいたいと考えておるのか。現在各地方の消防、防火施設は、どのような状態であるのか、この点について双方から御答弁を願います。

すしも十分な施設ではございません。十分な施設でないというよりも、むしろ市町村の消防の施設といふものは全国的に不足をいたしております。そのために國庫からも一部補助を出しておりますが、三十三年度の例を申し上げますと、國庫から五億五千万円の補助金を市町村に對して出しております。その補助の対象はポンプと水の関係、それから通信機械、この三種類に限つておりますが、もちろんもつと各種の消防機材について補助も出したいというふうに、われわれ事務當局としては考えておりますが、國庫の都合で必ずしも思うよりにいかないような状況でございます。しかし今後とも市町村と協力いたしまして、市町村の消防施設の十分な強化ということには努力していただきたい。國庫もまたできる限りこれに応援をしたいというふうにわれわれ消防當局いたしましては考えておる次第でござります。

ける発言を理由にしてそれを書き上げた。しかもその人は胸をたたいて俺にまかしておけというがどうも癖のようですが、消防会館を建設するに当つて——私はかつては消防団関係をやつておりましたが、消防団全体から幾らやれ、俺は一億円を用意してある。こう胸をたたいたのです。もうこれ以上言わなくとも、この特別競輪益金の分配法を一つ考えても不明朗である。しかもこれが一般に告知せられないということはもってのほかだ。しかも現在われわれが見た場合、たとえば原水燃の被害によつて十三年このかた、まだ苦しんでおる人たちの救済とか、あるいは社会福祉施設、いろんな方面に出てるべき場所はあると思う。ビルを建てる金に出すべきではないと思う。従つて今後競輪の特別益金の分配については、一般に告知の方法を講じ、分配に当つての一つの基準を設け、この基準によつて広く行きわたるように、一千万円単位で分けるといふようなことでなく、一千万円どころか、その十分の一、百万円もらつても、今もつともつと大きなことができるといふような施設はたくさんある。そういうところへ出すように考えてもらいたい。そういうことについて今後どのような決意で臨むか、私が言ったようなことを実施する用意があるか、重工業局長にお尋ねいたします。

いと思ひまするが、社会福祉関係の諸官厅におかれまして、あるいは公共施設関係の諸官厅におかれましては、関係方面に相当周知されておつたのではないかと私は想像をいたしておつたのであります。しかし、もし足りない点があれば厚生省なり、あるいは関係省にもお願ひいたしまして、そういうよろんな方法をとつて参りたい、かように考えます。

それから消防協会、消防会館といふものが、他の社会福祉施設に比べて、より公共的であるかどうかという点の御議論であります。特別競輪益金の使途委員会といたしましては、出でてきました申請につきまして審議をする以外に方法はないわけでありまして、これをやめて、こういう申請を出せといふことまで指導するわけには参らないわけでございまして、出てきましたものが競輪の益金の配分の基準に照して誤りがないかどうかといふ点にポイントを置きまして論議をいたしたわけであります。私はその委員の一人といたして論議をいたしたわけであります。私が決定したわけではございません。

○田中(武)委員 この競輪特別益金の分配については十分趣旨を明らかにし、そらして一般に告知をし、広く希望を募り、そらして国会の附帯決議の趣旨にのつとつて、社会福祉事業、共同施設、そういう方面に十分な配分ができるよう考慮してもらいたい、そういう措置を早急にとつてももらいたい。今の話では、一般に知らざなくて、出てきたものだけを協議するのだ。五人か六人で出してきたものだけを協議するなら、そこへいくことはきまつてお

る。そういうことのないよう願いたいと思います。
それからこの特別益金は一応施行者の地方団体の經理に入る、それから割当によって吸い上げていく、そなするならば地方財政法の四条の四ですか、割当的寄付金等の禁止条項に違反するのではないかという疑いを持ちます
が、この特別競輪益金が競輪場から上ってきてから分配に至る経過、どういうようにして上るか、私の知つている限りにおいては一応地方自治団体の競輪益金は地方財政に入る。それから割当によつて、お前のところは幾ら、お前のところは幾らで吸い上げる、そうするならば地方財政法四条三の割当的寄付禁止の条項違反である。少くとも疑いが残ると考へるがどうでしよう。従つてこの特別益金の分配その他のについては、今後十分なる配慮をしていただきたい。今後とも私はこれを監視する、こういうことを申し上げておきます。まだたくさん用意してあるのですが、時間がないのでということですし、あとで実は決議の提出もいたしたいと考へておるので、もうあと一、二点簡単に関係者にお伺いして、きょうの質問をおきますが、これをもつて競輪関係のこういう不明朗なるものを正しくしより、こういうことについてもう終つたと考えられては困るのです。今後とも時に触れ、機に応じて、いつでも取り上げてやるということを、この際明らかにしておきます。
それから警察庁の方が見えていないので、あとで文書でよいか答弁をもらいましょう。そして委員長から読み上げて議事録に残してもらいたい。私は

競輪場内警備費の問題について質問を開始したわけですが、警備費がボスに出ておつて、それが暴力の組織温存の資金となっておる、こういう点から始めたのですが、警察にも同じように金が出ておる。大体一日に四百円ですが、その金はもちろん警官個人には入らない、それはそこの所在地の署長が受け取りを出して、県の本部の会計に入っているらしい。そしてその日に出動した警官に対しても、普通の巡回程度で、出勤手当とか何とか、こういうことだらうと思うが、一日百一、三十円の手当が出ておる、こういうことを聞いておる。従つてこういう金を受け取る根拠、これは消防の方も見えておりますので、消防の方にお伺いしますが、消防にも一回開催ごとに十万とか、十五万とかの金が出ておる。これあるならば、個人が金を出したならばはどういう根拠で受け取るのか。言ふならば、金を出せば警察なり、消防を雇うことができるといふようなことであるならば、個人が金を出したならば警官はその番に行くのか、昔の請願遙査の存在が許されるのかといふような問題にもなるんですが、警察の方は見えていないので、そういう点についてはあとで一つ明らかにしていただき、消防関係の方にこの点だけお伺いします。やはり競輪ごとに、先ほど言つたように、十万円、十五万円の金が出ておる。こういうのはどういふことに使われるのか。もちろん非番の人あたりで出ていくから、手当等も出るべきであらうし、また出さなければならぬかと思います。しかし消防署あたりがこれを受け取るのは一体経理の処理上どういふようになるのか、こう

いう点についてちょっと疑問を持つんですが、消防本部長はどうでしょ。○鈴木説明員 競輪場の火災その他の災害、それから群衆の集まつた場所でなつておりますので、その点から警備に当つておると思ひますが、今お話のありましたような金をもらっておるというような話は聞いたことがございませんので、なお十分調査いたしてみたと思います。

○田中(武)委員 話を聞いたことがないと言ふれると、事実出ておりますから間違いないが、だいぶ怠慢になりますよ。だから、どういうように処置するか、あるいは消防、警察がそういう金を取るというようなことがどういうような観点に立つて——法律的根拠といえども、それが大きいのですが、そういうようなことが許されるのか、そういう点についても疑問を持つております。なお、通産大臣がおられれば大臣、ないから次官、それから小出局長等にいろいろと聞きたい点がまだまだたくさんあります。これをもつて競輪が明朗であり、ガラス張りであるなんとは、とうてい納得できません。こう考えてみますと、あまりにも機構が複雑である。こういうことも考へられる。一体競輪の施行の最終的な責任者はだれなんだ。だれが責任を持っておるのか。従つてその競輪施行の責任者が、場内警備についても責任を負うべきだと思うが、一体だれが責任者なんだ。施行の県とか市とかであるのか、施行者であるのか、それともその委任を受けた自転車振興会であるのか。自転車競技法によると、

「〔異議なし」と呼ぶ者あり」
○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決します。

次会は公報をもって御通知すること
とし、本日は、これにて散会をいたし
ます。

午後零時二十四分散会

昭和三十三年十月四日印刷

昭和三十三年十月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局